

## 天王小学校給食用弁当配送業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

天王小学校給食用弁当配送委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、受託事業者を選定するため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

### 2 業務の概要

本業務の概要は次の各号に規定のとおりとする。

- (1) 案件名 天王小学校給食用弁当配送業務委託
- (2) 履行期間 令和4年12月14日から令和5年3月30日まで
- (3) 業務場所 みよし市立天王小学校（みよし市三好町天王51-75）
- (4) 業務概要 別添「天王小学校給食用弁当配送委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとし、食事は配達費等込みで1食あたりの単価契約とする。
- (5) 契約上限金額 1食あたり600円（税込）
- (6) その他 委託業務の実施に当たっては、食品衛生、公衆衛生に関する関係法規並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、安全、衛生に留意し、また、小学校における給食の趣旨を十分認識した食事の提供をすること。

### 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和4年度みよし市競争入札参加資格（物品・その他委託）を有する事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) みよし市契約規則第5条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）に基づく停止措置、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書等（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）による飲食店営業の営業許可を受けていること。また、令和4年度内に有効期限が切れる場合は、営業許可の更新がされること。  
なお、複数の調理施設で調理を行う場合は、そのすべての施設において同様の要件を満たしていること。
- (7) 過去3年間、食品衛生に関し行政処分を受けていないこと。
- (8) 事前に市の承認を受けた献立に従って調理された食事を提供できること。
- (9) 食事の調理から配達までを同一事業者で行えること。
- (10) 検便検査を月に1回以上実施していること。
- (11) 冷凍庫により保存食の保管（2週間以上）ができること。
- (12) 食事の配達は本市の設定する時間内に概ね配達が行えること。

### 4 参加申込

参加資格を満たし、プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、提出書類作成等にかかる費用は、事業者の負担とする。

- (1) 参加申込書（様式第1号）

- (2) 会社概要調書（様式第 2 号）
- (3) 業務実績調書（様式第 3 号）
- (4) 会社概要（様式任意）
- (5) 配達ルート図（様式任意）
- (6) 緊急時対応体制（様式第 4 号）
- (7) 営業許可証の写し（飲食店営業の営業許可証で、本業務の調理を行う施設のもの。）
- (8) 検便検査結果の写し（赤痢菌、サルモネラ菌、O-157 の項目を含むもの。最も新しいものを 2 回分とし、陽性がある時は、適切な対応ができていることが確認できる書類も添付すること。）
- (9) 食品衛生監視票の写し（直近一年以内に実施したもので、最も新しいもの。保健所から食品衛生指導票の指導等があった場合は、改善措置を確認できるもの。）
- (10) 見積提示金額調書（様式第 9 号）

## 5 書類の提出方法

必要書類の提出部数は各 1 部とし、令和 4 年 1 月 17 日（木）の午後 5 時までにみよし市役所 教育部 教育行政課まで持参すること。（郵送、電話、ファクシミリ及びインターネットなどによる受付はしない。）

## 6 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行うものとする。

- (1) 質疑がある場合は、「質疑書」（様式第 4 号）に質問事項を記載のうえ令和 4 年 1 月 14 日（月）午後 5 時までに、電子メール（教育行政課メールアドレス [kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)）により、教育行政課に提出すること。

なお、メールの件名は「天王小学校給食用弁当配送業務委託質疑提出（社名）」とし、メールの送信後すみやかにメール到着の有無を電話で教育行政課（電話番号 0561-32-8028）に確認すること。

- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第 5 号）により令和 4 年 1 月 16 日（水）までに HP に掲載する。

## 7 審査項目

審査項目は次のとおりとする。

審査項目	内容
書類審査	第 3 条に規定する資格要件に加え、営業許可証が有効であること、検便結果が 2 回分のいずれも陰性であるか又は陽性がある場合は適切な対応ができていること、保健所から食品衛生指導票の指導等があった場合は、事業受託希望届の提出までに改善がされていること、緊急時の対応体制が明確になっていることについて提出書類に基づいて審査する
食事審査	指定する日時に次の審査を実施する。 (1) 試食 本業務を受託した場合に用意する給食用弁当を 6 食作り、本業務で使用する容器に盛りつけたものを試食する。 (2) 献立表審査 本業務を受託した場合に想定される 1 週間分の食事の献立表（使用材料、成分表、アレルギー情報等）により審査する。
業務実施体制等審査	指定する日時に、業務実施方針や取組意欲などについて、1 事業者 15 分程度のヒアリングにより審査する。

調理場審査	指定する日時に、調理場を訪問し、衛生管理等の視察を行う。
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額か。

## 8 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

項目	審査基準	配点
食事審査	栄養バランス・献立 安全性 味付け 見た目	70
業務実施体制等審査	業務方針 機動性 取組意欲	45
調理場審査	衛生管理	35
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額か	50

## 9 選定方法

審査基準に基づいて審査員による審査を実施し、審査項目ごとに審査員の評価点数の平均点を算出し、評価の合計点が最高点であった事業者を契約候補者とする。ただし、評価合計点が全体の6割に満たない場合は、候補者には選定しないものとする。

なお、プロポーザルの参加者が1者の場合であってもプロポーザルは成立するものとし、評価の合計点が6割以上で契約候補者に選定する。

## 10 審査結果の通知

審査結果については、業務提案書等を提出したすべての者に対して、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知する。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとする。

## 11 その他

(1) プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とします。

ア 参加資格を有しないものが提案をした場合

イ 見積金額が限度額を超える提案をした場合

ウ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

エ 事業者選定委員会の委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合

## 12 問合せ

みよし市役所 教育部 教育行政課 (木戸・松永)

電話0561-32-8028

## 13 公募から事業者選定までのスケジュール

内 容	期日・期間等
公募の開始	11月 2日 (水)
参加申込み	11月 2日 (水) ~ 11月 17日 (木)
質問の受付	11月 2日 (水) ~ 11月 14日 (月)
一次審査結果通知	11月 21日 (月)
調理場審査	11月 30日 (水)
食事審査、業務実施体制等審査	12月 1日 (木)

事業者選定委員会	12月 1日 (木)
審査結果通知	12月 6日 (火)
契約締結	12月14日 (水)